

奈良県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年五月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

名 称	所 在 地
別所区集会所	宇陀市菟田野別所二一六―三
平井集会所	宇陀市菟田野平井三一九
北部地区研修指導施設	宇陀市菟田野見田二一五―二
大澤集会所	宇陀市菟田野大澤一一一―一
南部地区研修指導施設	宇陀市菟田野稲戸六一五―一
駒帰地区集落集会所	宇陀市菟田野駒帰一八五―五
農家高齢者創作館	宇陀市菟田野佐倉一一四五―一
宇賀志集落センター	宇陀市菟田野宇賀志九二四―一
東郷集会所	宇陀市菟田野東郷一五六
東部地区研修指導施設	宇陀市菟田野下芳野七二四―九

岩端地区集会所

宇陀市菟田野岩端一三七—二